

1 県民の生活範囲と県行政の関わり

- 現在の県総合計画においては、中通り、会津、浜通りの縦軸と、横断道軸、北部軸、南部軸による横軸の結節点から、地理的な条件や歴史的・文化的に関連の強い、日常生活の面でも相互依存関係が深い一体性の高い地域を一つの生活圏と捉え、七つの生活圏に大別している。
- また、交通体系や情報通信網の整備進展などに伴い、県民の日常生活の範囲はますます広域化、重層化していることから、生活圏相互の重層的なかかわりにも着目しながら、自己完結的に捉えるのではなく、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持ちながら、県づくりを進めてきたところである。
- さらに、平成4年策定の総合計画「ふくしま新世紀プラン」(H5～H12)における七つの生活圏づくりを推進するため、7つの地方振興局を設置し、現在まで、方部別の県施策の司令塔、各種連携の調整機能を果たしているところである。
- これまでも七つの生活圏は地方振興局を中心とした関わりとなっているが、県民に身近な日常生活の範囲は、消費購買状況調査や民間企業の管轄等からも多岐に渡っていることは明らかであり、総合計画における生活圏の考え方とは性質的に相違があるものである。
- 県民へのライフスタイルの変化への対応については、7つの地域ごとに地方振興局を中心に、その他の出先機関がそれぞれの役割を果たしながら、(行政)サービスを提供してきた蓄積に加え、所管地域を越えた補完・連携を進めることにより、県民生活の利便性向上や持続可能な県づくりに努めてきたところである。
- そのため、引き続き、特性を活かした魅力ある地域の形成、県土の均衡ある発展を図るため、現在の7つの地域単位(地方振興局)をもとに「地域別主要施策」を策定することとする。

2 これまでの経過

	県総合計画における生活圏	県行政組織(地方振興局)
S40代	<p>【参考：国の動き(広域生活圏構想)】</p> <p>産業界から始まった広域行政の要請が次第に強まり、国が「新全国総合開発計画」の検討を進める中で、広域生活圏構想が浮上。同時に自治省が「広域市町村圏」、建設省が「地方生活圏」を提起。</p> <p>本県においても、昭和40年代半ば以降、県内9の広域市町村圏(いわき市を除く)、6の地方生活圏が設定。(別紙官公庁・民間企業の管轄等を参照)</p>	昭和44年、広域的行政に対応するための従来の県事務所にかわり、本庁直轄とする縦割りによる出先機関を設置し、16ブロックから7ブロックとする出先機関の機構改革が行われる。
S53	<p>福島県長期総合計画(S53～S60)</p> <p>個性的な定住環境の整備を目標に、地域別構想を計画に組み入れ、第三次総合開発計画が提起した定住圏を地域開発の基礎的圏域と定める。流域圏や広域市町村圏、地方生活圏などを考慮。</p> <p>国において、定住圏政策が具体化していなかったことから、伝統的な中通り地域、会津地域、浜通り地域の3地域区分とする。</p>	
S60	<p>新福島県長期総合計画(S60～S70)</p> <p>90市町村、9の広域市町村圏や6の地方生活圏を踏まえ、伝統的な3地方区分に加え、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの7地域区分とする。</p>	
H5	<p>ふくしま新世紀プラン(H5～H12)</p> <p>従来の発展方向である縦軸(中通り軸、会津軸、浜通り軸)に加え、新たな発展方向を示すものとして横軸(横断道軸、北部軸、南部軸)の結節点を七つの生活圏(県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき)とする。(別紙官公庁・民間企業の管轄等を参照)</p>	
H6		平成6年、前年度に策定された総合計画「ふくしま新世紀プラン」に掲げた七つの生活圏づくりを推進するため、行政事務所に県税事務所、商工労政事務所及び出納事務所を統合し、地域振興の拠点となる中核の出先機関として地方振興局(七つ)を設置。
H13	<p>うつくしま21(H13～H22)</p> <p>七つの生活圏を基本とする。(生活圏相互の重層的な関わりや、準生活圏の存在にも着目しながら、より県民生活の実態に即した取組みを進める。)</p>	
H22	<p>いきいき ふくしま創造プラン(H22～H26)</p> <p>七つの生活圏を基本とする。(生活圏相互の重層的なかかわりにも着目しながら、七つの生活圏それぞれを自己完結的に捉えるのではなく、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持ちながら、県民の生活実態に即した生活圏づくりを進める。)</p>	
H25	<p>ふくしま新生プラン(H25～H32)</p> <p>七つの生活圏を基本とする。(生活圏相互の重層的な関わりに着目し、生活圏を越えた機能の補完・連携の視点を持って、県民の生活実態に対応した生活圏づくりを進める。)</p>	

3 参考 官公庁・民間企業の管轄等

その他、官公庁、民間企業の管轄等については別紙のとおり